平成２２年（フ）第３９２号
山形県天童市乱川４丁目５番８号
債務者　加藤　洋介
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９７号
山形市末広町８番10―106号　末広アパートD
債務者　中野　忠雄
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８９３号
愛知県豊田市保見ケ丘６丁目１番地　公団118―203号
債務者　ツクコムこと　金子九十九
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字大山６番地82
債務者　斑目　千秋
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５２５号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目１番地３１―202
債務者　田中千賀子（旧姓小垰）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５３５号
奈良県大和高田市大東町１―43、住民票上の住所奈良県葛城市北花内458番地３
債務者　濱田ひろみ（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２０３３号
さいたま市南区大字大谷口5413番地　３棟403号
債務者　岡澤　昇司
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３４号
東京都品川区東品川１丁目32番３号　アイルサイドテラス1202
債務者　長塚　香里（旧姓岡澤）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５３号
さいたま市見沼区東大宮５丁目25番地９　タテヤマパークハイツ101、住民票上の住所さいたま市見沼区大和田町２丁目1189番地３メゾンド・パストラル305
債務者　佐藤　和良
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９５号
さいたま市北区宮原町３丁目593番地５　セフティビル４Ｆ
債務者　大村　　正
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７１６号
埼玉県川越市大字砂108番地３　さつき荘202号室、前住所埼玉県川越市大字下新河岸59番地１　金子コーポ103号室
債務者　松本由紀子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９６４号
埼玉県ふじみ野市亀久保1216番地２　ミルフィーユふじみ野壱番館206
債務者　鎌田　靖匡
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９６５号
埼玉県ふじみ野市亀久保1216番地２　ミルフィーユふじみ野壱番館206
債務者　カマタ　マリベス　フェルナンデス
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９９４号
埼玉県川越市大字小室556番地１　アーリーウィンター203号室
債務者　四方田理恵
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５８８号
静岡県伊東市玖須美元和田727番地の104　城星住宅・４―52号
債務者　元木　マリ
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２６７８号
札幌市中央区南18条西13丁目２番21号
破産者　大瀧　英俊
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２２９号
札幌市白石区北郷１条８丁目３番16号　レスポアール18―105号
破産者　山田　隆司
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部